

# 労働関係法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ●労働関係法

\* 仏暦二五四四年（西暦二〇〇一年）労働関係法（第三版）による改正まで織り込んで訳出

### 第一条（名称）

本法令を「仏暦二五一八年（西暦一九七五年）労働関係法」と呼ぶ。

### 第二条（施行日）

本法令は官報公示から三〇日をもって発効する。

### 第三条（革命団布告の廃止）

仏暦二五一五年三月一六日付け革命団布告第一〇三号の第四項及び第一一項を廃止する。

### 第四条（不適用）

本法令は以下について適用しない。

- （一）中央官庁。
- （二）地方官庁。
- （三）バンコク都及びパタヤ市の地方行政体。
- （四）国営企業職員関係法に基づく国営事業。ただし労働連合が第一二〇条の三に基づき被雇用者評議会の会員になっている場合を除く。
- （五）勅令で規定されたその他の事業。

### 第五条（語句定義）

本法令において、

「使用者（ナーイ・チャーン）」とは、賃金支払いをもって被雇用者を労働させることに合意した者を意味する。並びに使用者が法人の場合は、使用者から雇用面で代行を委託された者、つまり法人を代表する権限を有する者を意味する。さらに法人を代表する権限を有する者から代行を委託された者も意味する。

「被雇用者（ルーク・チャーン）」とは、賃金を受けとることで使用者のために労働することに合意した者を意味する。

「雇用状態（スパープ・ガン・チャーン）」とは、雇用または労働の条件、就業日及び時間、賃金、福祉、解雇、その他雇用または労働に係る使用者及び被雇用者の利益についての規定を意味する。

「労働協約（コー・トクロン・キヤオカップ・スパープ・ガン・チャーン）」とは、雇用状態に係る使用者と被雇用者間の、または使用者もしくは使用者協会と労働組合間の合意事項を意味する。

「労働争議（コー・ピパート・レーンガン）」とは、雇用状態に係る使用者と被雇用者間の対立を意味する。

「作業所閉鎖（ガーン・ピット・ガーン）」とは、労働争議により、使用者が一時的に被雇用者に就業させないことを意味する。

「同盟罷業（ガーン・ナット・ユットガーン）」とは、労働争議により被雇用者が共に一時的に就業しないことを意味する。

「使用者協会（サマーコム・ナーイ・チャーン）」とは、本法令に基づき使用者が設立した組織を意味する。

「労働組合（サハパープ・レーンガーン）」とは、本法令に基づき被雇用者が設立した組織を意味する。

「使用者連合（サハパン・ナーイ・チャーン）」とは、本法令に基づき二つ以上の使用者協会が集まって設立した組織を意味する。

「労働連合（サハパン・レーンガーン）」とは、本法令に基づき二つ以上の労働組合が集まって設立した組織を意味する。

「登録官（ナーイ・タビヤン）」とは、本法令に基づく遂行のために大臣が任命した者を意味する。〔注／バンコク都の場合は労働福祉・保護局長、地方の場合は県知事〕

「労働争議調停官（パナックガーン・プラノーム・コー・ピパート・レーンガーン）」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「局長（アティボディ）」とは、労働局長を意味する。〔注／官庁再編により局長は労働省労働福祉・保護局長に変更〕

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

## 第六条（主務大臣と権限）

内務大臣を本法令の主務大臣とし、以下の権限を有する。〔注／官庁再編により主務大臣は労働大臣に変更、以下同〕

（一）本法令に基づく遂行のために登録官、労働争議調停官、労働争議裁定人を任命する。

（二）本法令に基づく執行のために省令を発する。

（一）に基づく任命は官報公示による。

省令は官報による公示をもって施行することができる。

## 第七条（登録事務所）

内務省労働局内〔注／官庁再編により労働省労働福祉・保護局に変更、以下同〕に中央登録事務所を設置する。同事務所は全国の使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合の登録を管理する権限を有するとともに、バンコク都における登録事務所とする。

バンコク以外の県においては、大臣が中央登録事務所の下に各県に登録事務所を設置することができる。

## 第八条（労働関係委員会事務局）

内務省内に以下の権限を有する労働関係委員会事務局を設置する。〔注／官庁再編により内務省は労働省に変更。以下同〕

（一）労働争議及び申請に関して初期事実関係を取り調べる。

- (二) 労働関係委員会の決定に基づく業務。
- (三) その他の権限。

## 第九条（労働争議裁定人事務所）

内務省内に以下の権限を有する労働争議裁定人事務所を設置する。

(一) 争議当事者による選出のため労働争議裁定人の名前及び資格を記した帳簿を作成する。

(二) 労働争議裁定に係る学術・事務面の管理及び業務。

## 第一章／労働協約

### 第一〇条（協約の制定）

被雇用者が二〇人以上いる事業所は本章の規定に従い労働協約を制定する。

労働協約は文面によって作成する。

その事業所に労働協約があるかどうか不明の場合、使用者が労働保護法に基づき制定しなければならない就業規則を本法令に基づく労働協約とみなす。

### 第一一条（協約の内容）

労働協約には少なくとも以下の事項がなければならない。

- (一) 雇用または労働の条件。
- (二) 労働日時規定。
- (三) 賃金。
- (四) 福祉。
- (五) 解雇。
- (六) 被雇用者の苦情提出。
- (七) 労働協約の改定または期限延長。

### 第一二条（効力期限）

労働協約は使用者と被雇用者が合意した期間内において効力を有する。ただし三年を超えてはならない。もし期間規定がないときは、使用者と被雇用者の合意後一年間、または使用者が被雇用者を就業させた日から一年間とする。

労働協約に基づく期間が終了した場合、もし新たな合意について協議がないときは、労働協約の効力期限は一度につき一年延長する。

### 第一三条（要求と協議）

労働協約の規定に係る要求、または改定要求について、使用者もしくは被雇用者は一方に対して文面によってその要求を通告する。

使用者が要求通告者である場合、使用者は使用者自身または代理人を含めた協議参加者の名前を提示する。使用者が代理人を協議参加者に加えるときは、使用者の代理人は株主である取締役、パートナー、または使用者の常勤被雇用者、使用者協会の理事、使用者連合の理事でなければならない、その数は七人以下でなければならない。

被雇用者が要求通告者である場合は、その要求に係る被雇用者全員の $\frac{1}{100}$ 以上の被雇用者の氏名と署名がなければならない。もし被雇用者が協議に参加する代表者を選出していれば、その要求と共に七人以下の代表者の氏名を提示する。もし代表者を選出していなければ、遅延なく七人以下の代表者を選出し、その氏名を提示する。

協議参加者としての被雇用者代表の選出及び任期、要求に係る手続き及び決定の通知は、省令が規定する原則及び方法に従う。

#### 第一四条（被雇用者代表）

被雇用者代表の選出は被雇用者自身によりこれをなす。または労働争議調停官に代行を要請することもできる。被雇用者代表の数は選出にあたって選挙管理者により決められるが、七人以下でなければならない。被雇用者代表はその要求に係る被雇用者、またはその要求に係る被雇用者が組合員となっている労働組合もしくは労働連合の委員でなければならない。被雇用者代表の選出にあたって、要求に係るすべての被雇用者は投票権を有する。

#### 第一五条（使用者協会・労働組合の要求通告）

使用者協会または労働組合は、その会員である使用者または被雇用者に代わり、第一三条に基づきもう一方に要求を通告することができる。このとき労働組合の被雇用者の組合員数は被雇用者全体数の $\frac{1}{5}$ 以上でなければならない。

労働組合が要求通告する側である場合、その要求に係る被雇用者の氏名及び署名は必要ない。

その労働組合の被雇用者の組合員数が第一段に規定した数に達しているかどうか疑いがある場合は、関係する使用者、使用者協会または労働組合は文面をもって労働争議調停官に調査を要請できる。労働争議調停官がその要請を受けたとき、その労働組合が要求に係る被雇用者を組合員に擁するかどうか、すべての証拠について調査する。もし擁していれば、労働争議調停官は要請人に対し証拠として証明書を発行する。もし擁していなければ労働争議調停官は関係者に通知する。

労働組合が要求通告者である場合は、労働争議調停官がいずれか一方の要請により調査し、要求に係る被雇用者の一部が他の労働組合の組合員であることが明らかなきとき、労働争議調停官が第一三条に基づく被雇用者代表の選出にあたっての投票を実施する。

#### 第一六条（協議の開始）

要求を受け取ったとき、要求を受け取った側は遅滞なく自身または代理人の名前を要求側に通知する。要求を受け取ってから三日以内に双方による協議を開始する。

#### 第一七条（顧問の任命）

使用者または被雇用者は第一三条または第一六条に基づく代表・代理人に助言、案内する顧問を任命することもできる。ただしその数は一方につき二人までとする。

第一段に基づく顧問は、局長が規定した資格を有し、局長または局長を代行する者に申請し、登録を受けた上で就任する。

使用者または被雇用者が顧問を任命する場合は、使用者または被雇用者はもう一方に顧問の氏名を、第一三条に基づく要求項目の中において、または代表・代理人名の通知とともに通知する。顧問は会議に参加し、合意に向けて協議する権利を有する。

## 第一七条の二（顧問の任期）

第一七条に基づき使用者または被雇用者の顧問となった者は、登録後二年間の任期を有する。

顧問が局長の定めた資格を欠いた場合、第一段に規定する任期終了前であっても解任することができる。

第二段に基づき顧問を解任された場合、その者は、局長が解任した日から二年が経過した後、使用者または被雇用者の顧問として登録を申請できる。

## 第一八条（合意）

使用者または使用者協会と被雇用者または労働組合が第一三条に基づく要求項目に関して合意できたとき、その労働協約を文書にし、使用者または使用者の代理人と被雇用者の代表または労働組合委員がそれに署名する。使用者は合意から三日以内に、要求に関係した被雇用者が就業する作業場に三〇日以上にわたって労働協約を掲示する。

使用者は第一段に基づく労働協約を、合意後一五日以内に、局長または局長を代行する者に届け出る。

## 第一九条（拘束）

労働協約は署名をもって、使用者と、協議に参加する代表を選出したすべての被雇用者を拘束する。

使用者または使用者協会と、労働組合または同種の業務に従事する被雇用者によってまとまった労働協約は、労働組合の組合員である同種の業務に従事する被雇用者がいる、または被雇用者全体の三分の二以上の被雇用者が雇用状態に対する要求に参加することをもって、使用者と同種の業務に従事する被雇用者全員を拘束するものとみなす。

## 第二〇条（遵守）

労働協約が効力をもった時、使用者がその労働協約に反する、または矛盾する雇用契約を被雇用者と結ぶことを禁じる。ただし、その雇用契約が被雇用者にとって有利になる場合はその限りではない。

## 第二章／労働争議の解決方法

## 第二一条（発生）

第一六条で規定された期間内に協議がなされなかった場合、または協議がなされたが、どんな事由にせよ合意できなかつた場合、労働争議が発生したものとみなす。このとき、要求した側は、第一六条に基づく期限が切れた時から、または合意できなかつた時から二四時間以内に、文書をもって労働争議調停官に通知する。

## 第二二条（調停）

労働争議調停官が第二一条に基づく通知を受けた時、労働争議調停官は、その通知を受けた日から五日以内に、要求した側と要求を受けた側が合意できるよう調停を行う。

第一段の期限内に合意に達した場合、第一八条を準用する。

第一段の期限内に合意できなかつた場合、その労働争議は合意できないものとみなす。この場合、使用者と被雇用者は労働争議裁定人を立てることで合意することができる。または使用者は作業所閉鎖を、被雇用者は同盟罷業を第三四条に抵触することなく実施することができる。このとき、第二三条、第二四条、第二五条、第三六条の規定が適用される。

## 第二三条（公共事業の労働争議）

以下の事業において合意できない労働争議がある時、

- (一) 鉄道事業。
- (二) 港湾事業。
- (三) 電話・通信事業。
- (四) 一般に対するエネルギーまたは電力の生産・販売事業。
- (五) 水道事業。
- (六) 燃料油の生産また精製事業。
- (七) 病院・診療所事業。
- (八) 省令の規定に基づくその他事業。〔注／学校、協同組合、運輸、燃料油販売〕

労働争議調停官は労働争議を労働関係委員会に審議・判定のため送付し、労働争議を受理してから三〇日以内に双方に通知する。

使用者、使用者協会、使用者連合、被雇用者、労働組合、労働連合は、労働関係委員会の判定を知ってから七日以内に大臣に不服を申し立てる権利を有する。大臣は不服申立を受理してから一〇日以内に判定を下し、双方に通知する。

期限内に不服申立のなかつた労働関係委員会の判定、及び大臣の判定は最終的なものとする。要求を通告した側も受け取った側もこれに従わなければならない。

## 第二四条（一般事業の労働争議）

第二三条に基づく事業以外の事業で合意できない労働争議が発生したとき、もし大臣がその労働争議が国家経済または国民生活秩序に影響を及ぼすと判断

した場合、大臣は労働関係委員会にその労働争議を裁定するよう命ずる権限を有する。このとき労働関係委員会は命令を受けてから三〇日以内に裁定を下す。

大臣は労働関係委員会の裁定期間を相当との判断に基づく期間だけ延長する権限を有する。

労働関係委員会の裁定は最終的なものとする。要求を通告した側も受け取った側もこれに従わなければならない。

## 第二五条（非常事態と労働争議）

戒厳令法に基づく戒厳令が敷かれた場合、または非常事態行政法に基づく非常事態が宣言された場合、もしくは国家が経済危機に陥った場合、大臣は第二二条第三段に基づく合意できない労働争議について、それがどの地域で発生したとしても、またはどの種類の事業であるとしても、大臣が規定した、または任命した集団による審理・裁定が受けられるよう官報で公示する権限を有する。

その集団による裁定は最終的なものとし、要求を通告した側も受け取った側もこれに従わなければならない。

第一段に基づく大臣の布告は、官報公示によりいつでも廃止することができる。

## 第二六条（労働争議裁定人の任命）

第二二条第三段に基づく合意できない労働争議が発生した時、使用者及び被雇用者は労働争議の裁定のために一人または複数の労働争議裁定人を任命することで合意することができる。

## 第二七条（労働争議裁定日の通知）

任命を知ってから七日以内に、労働争議裁定人は文書をもって労働争議裁定日、及び労働争議審理日時・場所を、要求を通告した側及び受け取った側に通知する。

## 第二八条（労働争議審理）

労働争議審理においては、労働争議裁定人は、要求を通告した側及び受け取った側に、事由の表明及び証拠提出の機会を与えなければならない。

## 第二九条（裁定）

労働争議の審理が終了した時、労働争議裁定人は文面をもって裁定を下す。裁定には少なくとも以下の内容がなければならない。

- (一) 裁定を下した年月日。
- (二) 労働争議の争点。
- (三) 審理により判明した事実関係。
- (四) 裁定の事由。
- (五) 一方に対する、または双方に対する実行、もしくは禁止裁定。

労働争議裁定人の裁定は多数決とみなし、労働争議裁定人の署名がなければならない。

労働争議裁定人は裁定をなした日から三日以内に、要求を通告した側及び受け取った側、または第一三条、第一六条に基づく代表・代理人に裁定を通知し、要求に係る被雇用者の作業所に裁定の写しを掲示させる。

労働争議裁定人は裁定から一五日以内に、局長または局長の代行者に労働争議裁定を届け出る。

### 第三〇条（裁定の効力期間）

規定の期限までに不服申立のなかった労働関係委員会の判定、及び第二三条に基づく大臣の判定、第二四条・第三五条（四）または第四一条（三）に基づく労働関係委員会の裁定、第二五条または第二九条に基づく労働争議裁定人の裁定は、その判定・裁定があった日から一年間効力を有する。

### 第三一条（解雇・異動の禁止）

第一三条に基づく要求の通告があったとき、もしその要求が第一三条から第二九条までに基づき協議中、調停中、または裁定中の場合は、使用人がその要求に係る被雇用者、被雇用者の代表、労働組合の委員、副委員、組合員、もしくは労働連合の委員、副委員を解雇する、または異動させることを禁じる。ただしその者が以下をなした場合はその限りではない。

（一）使用者に対して意図的に職務上の不正行為を働いた、または刑事上の違法行為を犯した。

（二）故意に使用者に被害を与えた。

（三）使用者が文面で警告及び忠告したにもかかわらず、使用者の合法的な規定、規則、命令に違反した。ただし重大な違反の場合は使用者の警告・忠告があったかどうかは問わない。この場合、その規定、規則、または命令は当該の者の要求に関する手続きを妨害するために出されたものであってはならない。

（四）相当の事由なく三日間連続して職務を放棄した。（第一段に規定する時点において）要求に係る被雇用者、被雇用者の代表、労働組合の委員、副委員、組合員、または労働連合の委員、副委員が同盟罷業を支援する、あるいは起こすことを禁じる。

### 第三二条（第三者の関与禁止）

使用者、被雇用者、使用者協会理事、労働組合委員、使用者連合理事、労働連合委員でない第三者が、要求、協議、調停、裁定、作業所封鎖、同盟罷業における集会において、何らかの形で関与する、または行為に加わることを禁じる。

### 第三三条（経済危機と賃上げ）

国家が重大な経済危機に見舞われ、財・サービスの値上げを禁じる布告が出た場合、被雇用者、労働組合または労働組合が使用者、使用者協会または使用者連合に対し賃金引上げを要求することを、または使用者が被雇用者の賃金を引き上げることが、官報公示によって禁じる権限を大臣は有する。

第一段の規定は、使用者が明瞭に規定していた被雇用者の年次昇給、または職務変更に伴う昇給に適用してはならない。

第一段に基づく大臣の布告は官報公示によって廃止する。

## 第三章／作業所封鎖及び同盟罷業

### 第三四条（禁止条件）

以下の場合、使用者が作業所を封鎖する、または被雇用者が同盟罷業を起こすことを禁じる。

（一）第一三条に基づき要求をまだもう一方に通告していないとき、または要求を通告したものの、まだその労働争議が第二二条第三段に基づき合意に達していないとき。

（二）第一八条に基づく合意に従い実行する義務を有する側が、合意を実行しているとき。

（三）第二二条第二段に基づき労働争議裁定人が調停した合意に従い実行する義務を有する側が、合意内容を実行しているとき。

（四）第二五条または第二六条に基づき労働争議裁定人の裁定に従い実行する義務を有する側が、裁定内容を実行しているとき。

（五）労働関係委員会が審議・判定中、または第二三条に基づき大臣が判定中、第二四条に基づき労働関係委員会が裁定中のとき。

（六）第二五条または第二六条に基づき任命された労働争議裁定人が裁定中のとき。

どんな場合であっても、二四時間以上前に労働争議調停官及びもう一方に対して文面で通告せずに、使用者が作業所を封鎖する、または被雇用者が同盟罷業をなすことを禁じる。

### 第三五条（大臣権限）

その作業所封鎖または同盟罷業が国家経済に被害を与える、国民に困苦を与える、国家安全保障を害する、または国民生活の秩序を損なうものと大臣が判断した場合、大臣は以下の権限を有する。

（一）作業所を封鎖した使用者に対し、被雇用者の職場復帰を受け入れ、その被雇用者に支払っていた賃金レートに従い賃金を支払うことを命じる。

（二）同盟罷業を起こした被雇用者に対し、通常に従い職場復帰するよう命じる。

（三）作業所封鎖または同盟罷業のために就業できない被雇用者に代わり別の者を従事させる。使用者はその者が従事することを容認しなければならず、被雇用者は使用者がその者に対して被雇用者に支払っていた賃金レートに従い賃金を支払うことに反対してはならない。

（四）労働関係委員会に労働争議を裁定するよう命じる。

### 第三六条（緊急事態）

戒厳令法に基づく戒厳令が施行された場合、または非常事態行政法に基づき非常事態が宣言されたとき、大臣は官報公示をもって、戒厳令が施行された、または非常事態が宣言された地域の利用者に対し作業所閉鎖を、または被雇用者に対し同盟罷業を禁止する権限を有する。

第一段に基づく公示の前に作業所封鎖または同盟罷業があった場合、大臣は官報公示をもって、大臣が規定した期間内に、作業所を封鎖した使用者が被雇用者の職場復帰を受け入れるよう命じる、または同盟罷業を起こした被雇用者が職場に復帰するよう命じる権限を有する。

第一段に基づく大臣の命令は官報公示をもって廃止する。

## 第四章／労働関係委員会

### 第三十七条（構成）

一人の委員長、七人以上一四人以下の委員、うち少なくとも使用者側委員三人、被雇用者側委員三人の委員で構成する「労働関係委員会」と呼ぶ一つの委員会を設置する。

大臣が委員長及び委員を任命する。

### 第三十八条（任期）

第三十七条に基づく委員長及び委員の任期は一期につき三年とする。最初の任期において一年が経過した時点で、委員長及び委員は三分の一が籤引きによって退任する。また二年が経過した時点でさらに三分の一が籤引きによって退任する。

籤引きによって退任した委員長及び委員の代わりにの委員長及び委員が任命された場合、その新任者の任期は一期三年とする。

第三十九条（一）（二）（三）（五）（六）（七）に基づき退任した委員長及び委員の代わりに就任した新任者の任期は、退任した委員長及び委員の残りの任期と同じとする。

退任した委員長及び委員は再任されることができる。

### 第三十九条（退任）

第三十八条に基づく退任のほかに、委員長及び委員は以下の場合に退任する。

- （一）死亡した。
- （二）辞任した。
- （三）大臣が解任した。
- （四）第三十八条第一段に基づき籤引きによって退任した。
- （五）破産者となった。
- （六）無能力者または準無能力者となった、または
- （七）確定判決により禁錮刑を受けた。

### 第四〇条（会議）

労働関係委員会の会議は委員五人以上の参加をもって成立する。このとき、使用者側委員、被雇用者側委員ともに少なくとも一人の参加がなければならない。ただし、第二三条、第二四条または第三五条（四）に基づく労働争議の判定を審議するための会議であれば、全委員の半分以上の委員が参加し、かつ使用者側委員、被雇用者側委員ともに少なくとも一人の参加がなければならない。

もし会議に委員長が参加していないとき、または任務を果たせないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。委員一人は投票にあたって一票を投じる。もし票数が同じ場合は、議長が決定票として一票を投じる。

#### 第四一条（任務）

労働関係委員会は以下の権限と義務を有する。

（一）第二三条に基づき労働争議を裁定する。

（二）第二四条または第二五条（四）に基づき労働争議を裁定する。

（三）任命または委託に基づき労働争議を裁定する。

（四）第一二五条に基づく申立への裁定判断、及び労働関係委員会が不正行為だと判断した場合は、使用者に被雇用者の職場復帰を認めるよう命令する、または損害を賠償させるよう命令する、もしくは相当との判断に従い違反者に何らかの行為または不行為を命令する権限を有する。

（五）大臣の委託に従い、要求、交渉、労働争議抑止、同盟罷業、作業所閉鎖に係る意見を提出する。

（六）会議の規定を制定する。労働争議及び不正行為の判断・裁定の規則を制定する。労働関係委員会命令を出す。

#### 第四二条（小委員会）

労働関係委員会は、通常または臨時に委託された件について事実関係を確認する、並びに意見を具申するため労働関係小委員会を設置する権限を有する。

#### 第四三条（委員権限）

義務に基づく遂行において、労働関係委員または労働関係小委員は以下の権限を有する。

（一）必要に応じて、事実関係の調査、書類の審査のため、業務時間内において使用者の勤務場所、被雇用者が働く作業所、または使用者協会・労働組合・使用者連合・労働連合の事務所に立ち入る。

（二）労働関係委員会または労働関係小委員会の審議のために、査問状、召喚状、関係品・書類の提出命令状を出す。

第一段に基づく義務の遂行において、労働関係委員、労働関係小委員に対し、関係者は便宜を供し、査問に答え、事実関係を説明する、または関係品・書類を提出する。

#### 第四四条（専門家の招聘）

労働関係委員または労働関係小委員は、専門家もしくは有識者を招き、関連する問題につき意見を述べてもらうため、招聘状を出すことができる。

## 第五章／被雇用者委員会

### 第四五条（設置）

五〇人以上の被雇用者がいる事業所において、被雇用者はその事業所内において被雇用者委員会を設置することができる。

その事業所内の全被雇用者のうち労働組合員が五分之一を超えている場合、被雇用者委員会は労働組合が任命したその事業所内の被雇用者委員が、非組合員の委員より一人多いようにする。全被雇用者の過半数が労働組合員であるときには、労働組合が被雇用者委員全員を任命することができる。

第一五条第三段及び第四段を、第二段に基づく被雇用者委員の任命にも準用する。

### 第四六条（構成）

被雇用者委員会は以下の人数を有する。

- （一）五人。被雇用者数が五〇人以上・一〇〇人までの事業所。
- （二）七人。被雇用者数が一〇〇人超・二〇〇人までの事業所。
- （三）九人。被雇用者数が二〇〇人超・四〇〇人までの事業所。
- （四）十一人。被雇用者数が四〇〇人超・八〇〇人までの事業所。
- （五）一三人。被雇用者数が八〇〇人超・一五〇〇人までの事業所。
- （六）一五人。被雇用者数が一五〇〇人超・二五〇〇人までの事業所。
- （七）一七人。被雇用者数が二五〇〇人超の事業所。

被雇用者委員の選挙の原則及び方法は官報に公示された局長の規定に従う。

### 第四七条（任期）

被雇用者委員の任期は一期三年とする。ただし新たに選出または任命されることもできる。

### 第四八条（退任）

任期満了に伴う退任のほか、被雇用者委員は以下の場合に退任する。

- （一）死亡した。
- （二）辞任した。
- （三）無能力者または準無能力者になった。
- （四）確定判決で禁錮刑を受けた。
- （五）全被雇用者の過半数が解任に賛成した。
- （六）労働裁判所が解任を命じた。
- （七）新たな被雇用者委員全員の選出または任命があった。

被雇用者委員が任期を前に退任したとき、空席となった委員の代わりとなる委員を選出または任命する。

第二段に基づき選出または任命された被雇用者委員は、前任者の残りの任期を任期とする。

#### 第四九条（委員の選出）

以下のときに、被雇用者委員を選出または任命する。

- （一）事業所の被雇用者数が、元の全被雇用者数の過半を超えて増減したとき。
- （二）被雇用者委員の過半が退任したとき。
- （三）事業所の全被雇用者の過半数が被雇用者委員全員の解任に賛成したとき。
- （四）労働裁判所が被雇用者委員全員の解任を命じたとき。

#### 第五〇条（使用者との会議）

使用者は少なくとも三か月に一回、または以下の事由により被雇用者委員全員の過半数または労働組合が要求したとき、被雇用者委員会との会議を開かなければならない。

- （一）被雇用者に対する福祉の規定。
- （二）使用者及び被雇用者にとって利益となる職務規定の制定のための検討。
- （三）被雇用者の苦情申し立ての審議。
- （四）事業所内の対立の妥協または抑止のための対策。

被雇用者委員会が、使用者の被雇用者に対する行為が不正である、または過度に困難をもたらすと判断した場合、被雇用者委員会、被雇用者または労働組合は労働裁判所に審判を申し立てる権利を有する。

#### 第五一条（解任）

ある被雇用者委員、または被雇用者委員会が誠実に義務を遂行しない、公秩序を乱す行為に及んだ、もしくは正当な事由なく使用者の事業に係る秘密を公表した場合、使用者は裁判所にその被雇用者委員または被雇用者委員会全体の解任を命じるよう申し立てる権利を有する。

#### 第五二条（委員の保護）

被雇用者委員が勤続できないように、使用者が解雇する、賃金を減らす、罰する、被雇用者委員の義務遂行を妨害する、またはその他の行為を禁じる。ただし裁判所の許可がある場合を除く。

#### 第五三条（委員への金銭供与禁止）

使用者が被雇用者委員に金銭・財を与える、または与えることに合意することを禁じる。ただし、被雇用者委員が被雇用者としての立場から通常受け取る権利のある賃金、時間外勤務手当、休日勤務手当、賞与、配当金またはその他の利益を除く。

## 第六章／使用者協会

## 第五四条（目的）

本法令の規定に基づく権限に依拠した使用者協会を設立することができる。

使用者協会は雇用に係る利益の追及・保護、及び使用者と被雇用者、並びに使用者間の良好な関係を促進する目的を有していなければならない。

## 第五五条（登録）

使用者協会は定款を有し、登録官に登録しなければならない。登録後、使用者協会は法人とする。

## 第五六条（設立者の資格）

使用者協会を設立する権利を有する者は、同種の事業を営む使用者であり、成年者かつタイ国籍者でなければならない。

## 第五七条（登録申請）

使用者協会の登録申請にあたっては、使用者協会を設立する権利のある使用者少なくとも三人が発起人となり、三部以上の定款案とともに登録官に書類をもって申請する。

その申請書には発起人すべての氏名、年齢、職業、住所を記載しなければならない。

## 第五八条（定款内容）

使用者協会の定款には少なくとも以下の内容がなければならない。

- (一) 「使用者協会」の付いた名称。
- (二) 目的。
- (三) 事務所設置場所。
- (四) 会員の入会方法、会員資格の失効。
- (五) 入会費及び会費、及びその支払い方法。
- (六) 会員の権利・義務に係る規定。
- (七) 運営管理、支出、金銭及びその他の資産の保管、会計・会計監査に係る規定。
- (八) 作業所閉鎖における審議方法、及び労働協約の承認方法に関する規定。
- (九) 総会に関する規定。
- (一〇) 理事の数、選挙、任期、退任、及び理事会会議に関する規定。

## 第五九条（登録証明書の発行）

登録官が定款案とともに申請を受理したとき、申請者が第五六条に基づく資格を満たし、定款が第五八条に基づき、目的が第五四条第二段に基づいた上で、公秩序を乱さないと認められれば、登録官は登録し、その使用者協会に登録証明書を発行する。

もし登録官が申請書または定款が第一段に基づく条件を満たしていないとみなしたときは、変更を命じる。変更が正しくなされたとき、登録官は登録し、その使用者協会に登録証明書を発行する。

もし登録官が公秩序の維持に対し、その目的が反することを理由に登録できないと判断したときは、登録官は登録不可の命令を下し、遅延なく登録申請者に登録できない事由とともにその命令を通達する。

登録申請者はその登録不可の命令に対し大臣に不服を申し立てる権利を有する。このとき、登録不可の命令の通知を受けてから三〇日以内に文書をもって登録官に申し立てる。

大臣は申立てを受理してから三〇日以内に判定を下し、申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合は、労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

## 第六〇条（登録の公示）

登録官は使用者協会の登録を官報により公示する。

## 第六一条（最初の総会）

使用者協会の設立発起人は登録日から一二〇日以内に、理事会の選出及び理事会への委任、第五九条に基づき登録官に提出した定款案の承認のために最初の通常総会を開催する。

総会で理事会が選出され、定款案が承認されたとき、総会の決定から一四日以内に、定款の写しと理事の氏名・住所・職業を登録官に提出する。

## 第六二条（定款の改定増補）

使用者協会の定款の改定増補は総会の決定によりこれをなし、その決定から一四日以内に登録官に提出しなければならない。

第一段に基づく定款の改定増補は登録官が登録した後に効力を有する。

定款の改定増補にあたっては第五九条を準用する。

## 第六三条（会員資格）

使用者協会の会員になることができる者は、同種の事業を営む使用者でなければならない。使用者が法人の場合は、その法人が使用者協会の会員とみなす。

## 第六四条（調査要求）

使用者協会の会員は、理事会が定めた業務時間内において、使用者協会の業務運営について知るために、会員登録簿、書類、帳簿の調査を求める権利を有する。

第一段に基づく調査要求において、使用者協会の担当者はしかるべき便宜を供しなければならない。

## 第六五条（会員資格の喪失）

使用者協会会員は、死亡した時、退会した時、総会で退会を決めた時、または使用者協会の定款に規定されたところに従い会員資格がなくなる。

## 第六六条（権限）

会員の利益のために使用者協会は以下の権限を有する。

（一）会員の事業における労働組合または被雇用者との要求、交渉、合意形成、意見の認知、合意。

（二）使用者協会の目的の規定下における、会員にとって利益となる業務の管理・遂行。

（三）事業運営に関する会員への情報サービスの提供。

（四）経営及び労働に関する問題の解決、あるいは対立の解消のための相談サービスの提供。

（五）会員の福祉のため、あるいは総会が相当とみなすところの公共の利益のための金銭または資産の形成に関するサービスの提供。

（六）使用者協会の定款に基づく入会金、会費の徴収。

## 第六七条（免責）

使用者協会が会員の利益のため政治に関係しない以下の行為を遂行するとき、使用者、使用者協会、使用者の理事会・小委員会・担当者は、刑事・民事双方で追及または訴追を受けない。

（一）被雇用者、労働組合、使用者、別の使用者協会、労働連合また使用者連合と、会員が受けるべき権利または利益の要求のため、合意形成に向け交渉する。

（二）作業所閉鎖を命じる、または会員の作業所閉鎖を援助、勧誘、支援する。

（三）労働争議に係る事実関係を指摘または公告する。または

（四）使用者協会の会員会議を開催する。

このとき、生命及び身体、自由及び名誉、財に係り公衆に危害を及ぼすような刑事上の過失、またはその刑事上の過失によって生じる民事上の過失についてはその限りではない。

## 第六八条（理事会）

使用者協会は、業務を運営する者、及び外部者に関係する業務において協会を代表する者としての理事会を置く。このとき理事会は一人あるいは複数の理事に業務を代行させることもできる。

理事会は委任により業務を遂行させるため小委員会を設置することができる。

## 第六九条（理事の資格）

第六八条に基づき理事または小委員会委員に選出された、または任命された者は以下の資格を有していなければならない。

（一）使用者協会の会員である、または使用者協会の会員である法人の代表である。

(二) 出生によるタイ国籍を有する。

## 第七〇条（総会での決定）

使用者協会は以下について総会で決定する。

- (一) 定款の改定増補。
- (二) 会員の利害関係に影響を及ぼす業務遂行。
- (三) 理事の選出、会計監査人の選出、貸借対照表の認証、年次報告及び年次予算。
- (四) 会員の福祉または公共の利益のための金銭または財の確保。
- (五) 使用者協会の解散。
- (六) 使用者協会の合併。
- (七) 使用者連合の設立または使用者連合への加盟。

## 第七一条（会員登録簿）

使用者協会は局長が規定した書式に従い会員登録簿を作成し、業務時間内において調査することができるよう事務所に保管しなければならない。

使用者協会は事務所に業務日・時間を掲示する。

## 第七二条（登記官の権限）

登録官または登録官が委任した者は以下の権限を有する。

- (一) 使用者協会の業務内容を調査するため、事務所に業務時間内に立ち入る。
- (二) 問題が生じた場合に検証するため、使用者協会の理事、職員または被雇用者に、協会の書類または帳簿を送付または提示するよう命じる。
- (三) (二)における人物を査問する、あるいは使用者協会の業務遂行に係る事実関係を査問する、または証言させるため、当該人物を召喚する。

## 第七三条（退任命令）

登録官は以下が生じた時、使用者協会の理事または理事会の退任を命じる権限を有する。

- (一) 労働争議調停官、労働争議裁定人または労働関係委員会の義務に基づく任務を妨害する違法行為。
- (二) 法律に違反した、または公秩序を乱す、もしくは国家経済または国家安全保障に害を及ぼす可能性のある使用者協会の目的から逸脱した業務遂行。  
または
- (三) 理事でない人物をして使用者協会の運営者にする、または運営者にすることに承諾する。

第一段に基づく命令は遅延なく文書をもって関係者及び使用者協会に通達する。

## 第七四条（不服申立て）

第七三条に基づき命令を受けた者はその命令に対し大臣に不服を申し立てる権利を有する。そのとき、命令を受けてから一五日以内に文書をもって登録官に申し立てる。

大臣は申立てを受理してから三〇日以内に判定を下し、申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合、申立人は労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

## 第七五条（会計監査）

使用者協会は一年ごとに会計監査を受けなければならない。総会に会計監査人の監査報告書とともに貸借対照表を提出しなければならない。

総会が貸借対照表及び監査報告書を承認したとき、その承認から三〇日以内に一式の写しを登録官に提出する。

## 第七六条（合併）

同種の事業を営む会員を持つ二つ以上の使用者協会は合併することができる。

第一段に基づく合併は、それぞれの協会の総会で会員の過半数の賛成をもって決定しなければならない。登録官の承認を受けなければならない。

登録官の承認においては、合併の決定を下した総会の報告書の写しを送付する。

## 第七七条（合併の承諾）

登録官が第七六条に基づき承認したとき、使用者協会は合併の意図を知らせるため文書をもって協会の全債権者に通知し、合併に反対する債権者に対しては、通知から三〇日以内にその旨を協会に伝えるよう要請する。

もしその期日内に反対する債権者がいないときは、反対者はいないものとみなし、使用者協会は合併することができる。

反対する債権者があったときは、債務を返済するまで、またはその債務を保証するまで使用者協会は合併できない。

## 第七八条（代表の選出）

合併する各使用者協会の理事会は、第七九条に基づく登録手続きのために、それぞれ三人以下の代表を選定する。

## 第七九条（登記申請）

合併により新たに設立される使用者協会は、元の使用者協会の業種に基づき登録申請書を登録官に提出することで、使用者協会として登録しなければならない。

登録申請書には、合併する各使用者協会の代表それぞれ二人以上の署名がなければならない。

登記申請書には、以下の書類が添付されていなければならない。

(一) 合併する各使用者協会の、第八八条第一段に基づき全債権者に通知し規定期日内に反対する債権者がなかった、または反対があった場合は使用者協会が債務を支払った、あるいは債務保証をなしたことを示す証明書。

(二) 新使用者協会の定款案二部。

(三) 合併する使用者協会の会議報告書の写し一部。

(二) 及び (三) に基づく書類には、新使用者協会の最初の理事に選ばれた者二人の内容証明のための署名がなければならない。

第五四条から第七五条までを準用する。

## 第八〇条（登録抹消）

合併による新使用者協会が登録されたとき、登録官は合併した元の使用者協会の登録を抹消する。

## 第八一条（継承）

この新使用者協会は元の各使用者協会の財産、債務、権利、義務及び責任すべてを継承する。

合併した元の使用者協会の会員は、この新使用者協会の会員となる。

## 第八二条（解散）

使用者協会は以下の事由により解散する。

(一) 使用者協会の定款に解散規定があり、その解散規定条件が生じた時。

(二) 総会で解散を決定した時。

(三) 登録官が解散を命令した時。

(四) 破産した時。

## 第八三条（解散命令）

登録官は以下の場合に、使用者協会の解散を命じることができる。

(一) 使用者協会の活動が目的から逸脱した、法律に違反した、または国家経済または国家安全保障を害する、もしくは公秩序または公民の良俗に反するとき。

(二) 登録官が全委員の改選を命じたが、登録官が定めた期限内に改選しなかった、あるいは登録官が延長した期限内に改選しなかった。または、

(三) 二年以上にわたって使用者協会が活動を休止したとき。

登録官が使用者協会の解散を命じた時、遅延なくその命令を文書でその使用者協会に通達する。

本条に基づく使用者協会の解散命令において、命令のあった日に在任していた全理事のうち過半数の理事が連名でその命令に対する不服を大臣に申し立てる権利を有する。申立は命令を受けてから三〇日以内に文書をもって登録官に提出する。

大臣は申立を判定し、申立を受理してから三〇日以内に申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合は、労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

使用者協会の解散命令は不服申立期限が切れた時、または労働裁判所の裁定があった時、官報によって公示する。

## 第八四条（清算）

使用者協会が第八二条（一）（二）（三）または第八三条に基づき解散しなければならないとき、清算人を立て清算する。このとき民商法典のパートナーシップ、合資商会、株式会社の清算の規定を準用する。

## 第八五条（残有資産）

清算が終わった時、残有資産があったとしても、それを会員に分配できない。その資産は使用者協会の定款の運営規定または総会の決定に従いその他の法人に委譲しなければならない。もし定款または総会がその残有資産を委譲する法人を決めていないときは、被雇用者の福祉のため清算人が労働省に譲渡する。

## 第七章／労働組合

### 第八六条（目的）

本法令の規定に基づく権限に依拠した労働組合を設立することができる。  
労働組合は雇用に関する利益の追及・保護、及び使用者と被雇用者、また被雇用者同士の良好な関係を促進する目的を有していなければならない。

### 第八七条（登録）

労働組合は規約を有し、登録官に登録しなければならない。登録後、労働組合は法人とする。

### 第八八条（設立人の資格）

労働組合を設立する権利を有する者は、同一使用者の被雇用者である、あるいは使用者が何人であっても同一業種において労働する被雇用者であり、成人かつタイ国籍者でなければならない。

### 第八九条（登録申請）

労働組合の登録申請にあたっては、労働組合を設立する権利のある被雇用者少なくとも一〇人以上が発起人となり、三部以上の規約案とともに登録官に文面をもって申請する。

その申請書には発起人すべての氏名、年齢、職業、住所を記載しなければならない。

### 第九〇条（規約内容）

労働組合の規約には少なくとも以下の内容がなければならない。

- （一）名称。名称には「労働組合」の字句がなければならない。
- （二）目的。
- （三）事務所開設場所。
- （四）組合員の加盟及び組合員の資格失効の方法。

- (五) 加盟費及び組合費、及びその支払い方法。
- (六) 組合員の権利・義務に関する規定。
- (七) 運営管理、支出、金銭及びその他の資産の保管、会計・会計監査に関する規定。
- (八) 同盟罷業における協議方法、及び労働協約の承認方法に係る規定。
- (九) 総会に係る規定。
- (一〇) 委員の数・選挙・任期・退任、及び委員会会議に係る規定。

## 第九一条（登録証明書発行）

登録官が規約案とともに申請を受理したとき、申請者が第八八条に基づく資格を満たし、規約が第九〇条に、目的が第八六条第二段に基づいた上で、公秩序を乱さないと認められれば、登録官は登録し、その労働組合に登録証明書を発行する。

登録官が申請書または規約が第一段に基づく条件を満たしていないと判断したときは変更を命じる。変更が正しくなされたとき登記官は登録し、その労働組合に登録証明書を発行する。

もし登録官が公秩序の維持に対し目的が反することを理由に登録できないと判断したときは、登録官は登録不可の命令を下し、遅延なく登録申請者に登録できない事由とともにその命令を通知する。

登録申請者はその登録不可の命令に対し大臣に不服を申し立てる権利を有する。そのとき、登録不可の命令の通知を受けてから三〇日以内に文書をもって登録官に申し立てる。

大臣は申立てを受理してから三〇日以内に判定を下し、申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合は、労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

## 第九二条（登録の公示）

登録官は労働組合の登録を官報により公示する。

## 第九三条（最初の総会）

労働組合の設立発起人は登録日から一二〇日以内に、委員会の選出及び委員会への委任、第九一条に基づき登録官に提出した規約案の承認のために最初の通常総会を開催する。

総会で委員会が選出され、規約案が承認されたとき、総会の決定から一四日以内に、規約の写しと委員の氏名・住所・職業を登録官に提出する。

## 第九四条（規約の改定増補）

労働組合の規約の改定増補は総会の決定によりこれをなし、その決定から一四日以内に登録官に提出しなければならない。

第一段に基づく規約の改定増補は登録官が登録した後に効力を有する。

規約の改定増補にあたっては第九一条を準用する。

## 第九五条（組合員の資格）

労働組合の組合員になることができる者は、労働組合の登録申請者の使用者と同じ使用者の被雇用者で、または労働組合の登録申請者と同業種の被雇用者で、かつ一五歳以上でなければならない。

国営企業職員関係法に基づく職員及び経営者が、第一段に基づく労働組合の組合員になることを禁じる。

雇用、賃金引下げ、解雇、報償金支給、罰則適用の権限を有する監督者である被雇用者は、その他の被雇用者が設立した、または組合員になっている労働組合の組合員になれない。及びその他の被雇用者は監督者である被雇用者の設立した、または組合員になっている労働組合の組合員になれない。

## 第九六条（閲覧権）

労働組合の組合員は、委員会が定めた業務時間内において、労働組合の業務運営について知るために、組合員登録簿、書類、帳簿を閲覧する権利を有する。

第一段に基づく閲覧において、労働組合の担当者はしかるべき便宜を供しななければならない。

## 第九七条（組合員資格の失効）

労働組合員は、死亡した時、退会した時、総会で除名を決めた時、または労働組合の規約に規定されたところに従い組合員としての資格を失う。

## 第九八条（組合の権限）

組合員の利益のために労働組合は以下の権限を有する。

（一）使用者または使用者協会との要求、交渉、合意形成、意見の認知、合意。

（二）労働組合の目的の規定下における、組合員にとって利益となる業務の管理・遂行。

（三）事業運営に関する組合員への情報サービスの提供。

（四）経営及び労働に関する問題の解決、または対立解消のための相談サービスの提供。

（五）組合員の福祉のため、あるいは総会が適当と判断したところの公共の利益のための金銭または資産の形成に関するサービスの提供。

（六）労働組合の規約に基づく加盟費、組合費の徴収。

## 第九九条（免責）

労働組合が組合員の利益のため政治に関係しない以下の行為を遂行するとき、被雇用者、労働組合、労働組合委員・小委員・担当者は、刑事・民事双方で追及または訴追を受けない。

（一）組合員が受けるべき権利または利益の要求のため、使用者、使用者協会、被雇用者、別の労働組合、使用者連合、労働連合と合意形成に向け交渉する。

(二) 同盟罷業を実施する、または組合員の同盟罷業を援助、勧誘、支援する。

(三) 労働争議に関する事実関係を指摘または公開する。または

(四) 集会を組織する、または平和裡に同盟罷業に参加する。

このとき、生命及び身体、自由及び名誉、財に関係する、公衆に危害を及ぼすような刑事上の違法行為、またはその刑事上の違法行為によって生じる民事上の責任についてはその限りではない。

## 第一〇〇条（委員会）

労働組合は、業務を運営する者として、及び外部者に関係する業務において組合を代表する者としての委員会を持つ。このとき委員会は一人あるいは複数の委員に業務を代行させることもできる。

委員会は委任により業務を遂行するため小委員会を設置することができる。

## 第一〇一条（委員の資格）

第一〇〇条に基づき委員または小委員会委員に選出された、もしくは任命された者は以下の資格を有していなければならない。

(一) その労働組合の組合員である。

(二) 出生によるタイ国籍を有する。

(三) 二〇歳以上である。

## 第一〇二条（委員の休暇権利）

労働組合の委員である被雇用者は、労働争議をめぐる交渉、解決、指摘において被雇用者を代表して労働組合の業務執行のため、また官庁が規定したところに従い会議に参加するため、職務を離れる権利を有する。このとき、その被雇用者は使用者に、もしあれば関連証拠の提示とともに、前もってはっきりと休暇願いを届け出る。ここに、その被雇用者の離職日は勤務日とみなす。

## 第一〇三条（総会）

労働組合は以下について総会で決定する。

(一) 規約の改定増補。

(二) 組合員の利害関係に影響を及ぼす業務遂行。

(三) 委員の選出、会計監査人の選出、貸借対照表、年次報告及び年次予算の認証。

(四) 組合員の福祉または公共の利益のための金銭または財産の確保。

(五) 労働組合の解散。

(六) 労働組合の合併。または

(七) 労働連合の設立または労働連合への加盟。

(八) 第二二条第三段落に基づき労働争議が合意に達しなかったときの同盟罷業。このとき、決定は労働組合の全組合員の過半数の賛成がなければならず、投票は秘密投票でなければならない。

## 第一〇四条（組合員登録簿）

労働組合は局長が規定した書式に従い組合員登録簿を作成し、業務時間内において調べることができるよう事務所に保管しなければならない。

労働組合は事務所に業務日・時間を掲示する。

## 第一〇五条（登録官の権限）

登録官または登録官が委任した者は以下の権限を有する。

（一）労働組合の業務内容を調査するため、その事務所に業務時間内に立ち入る。

（二）問題が生じた場合に検証するため、労働組合の委員、職員または被雇者に、労働組合の書類または帳簿を送付もしくは提示するよう命じる。

（三）（二）における人物を査問する、あるいは労働組合の業務遂行に係る事実関係を査問または証言させるため、当該人物を呼び出す。

## 第一〇六条（退任命令）

登録官は以下が生じた場合、労働組合の委員または委員会の退任を命じる権限を有する。

（一）労働争議調停官、労働争議裁定人または労働関係委員会の義務に基づく任務を妨害する違法行為。

（二）法律に違反した、または公秩序を乱す、もしくは国家経済または国家安全保障に害を及ぼす可能性のある労働組合の目的から逸脱した業務遂行。または

（三）委員でない人物をして労働組合の運営者にする、または運営者にすることを承諾する。

第一段に基づく命令は遅延なく文書をもって関係者及び労働組合に通知する。

## 第一〇七条（不服申立て）

第一〇六条に基づき命令を受けた者は、その命令に対し大臣に不服を申し立てる権利を有する。そのとき、命令を受けてから一五日以内に文書をもって登録官に申し立てる。

大臣は申立てを受理してから三〇日以内に判定を下し、申立人に通知する。

申立人が大臣の判定に不服の場合、申立人は労働裁判所の裁定を求める権利を有する。

## 第一〇八条（会計監査）

労働組合は一年ごとに会計監査を受けなければならない。総会に会計監査人の監査報告書とともに貸借対照表を提出しなければならない。

総会が貸借対照表及び監査報告書を承認した時、その承認から三〇日以内に一式の写しを登録官に提出する。

## 第一〇九条（合併）

被雇用者が同一業種に従事しているかないにかかわらず、同一の使用者の被雇用者が組合員となっている二つ以上の労働組合は合併することができる。

使用者が同一でなくとも、同一業種に従事する被雇用者を組合員に持つ二つ以上の労働組合は合併することができる。

第一段、第二段に基づく合併は、それぞれの組合の総会で組合員の過半数の賛成をもって決定しなければならない。登録官の承認を受けなければならない。

登録官の承認においては、合併の決定を下した総会の報告書の写しを送付する。

#### 第一一〇条（準用規定）

労働組合の合併に対し、第七七条、第七八条、第七九条、第八〇条、第八一条を準用する。

#### 第一一一条（準用規定）

労働組合の解散に対し、第八二条、第八三条、第八四条、第八五条を準用する。

### 第八章／使用者連合及び労働連合

#### 第一一二条（使用者連合の設立目的）

同一業種を営む会員を持つ二つ以上の使用者協会は、使用者協会間の良好な関係を促進し、使用者協会及び使用者の利益を保護するため、合同で使用者連合を設立することができる。

#### 第一一三条（労働連合の設立目的）

二つ以上の労働組合かつ各労働組合が、  
（一）被雇用者が同一業種に就業しているかどうかにかかわらず、同一の使用者の被雇用者を組合員に持つ、または、  
（二）同一の使用者の被雇用者かどうかにかかわらず、同一業種に就業する被雇用者を組合員に持つとき、  
労働組合間の良好な関係を促進し、労働組合及び被雇用者の利益を保護するため、合同で労働連合を設立することができる。

#### 第一一四条（過半数の賛成）

第一一二条または第一一三条に基づく使用者連合または労働連合の設立もしくは参加は、各使用者協会または労働組合の全会員の過半数の賛成をもって実施することができる。

第一段に基づく投票は使用者協会または労働組合の規約の規定に従う。

#### 第一一五条（登録）

使用者連合及び労働連合は登録をもって法人とする。

#### 第一一六条（会議への代表派遣）

使用者連合の会員である使用者協会、及び労働連合の会員である労働組合は、使用者連合または労働連合の会議に参加するため、及び運営に参加するため、使用者連合または労働連合の規約に規定された人数に従い、代表を送る権利を有する。

## 第一一七条（理事会）

使用者連合理事会は、その使用者連合の会員である使用者協会の代表から選出される。

労働連合委員会は、その労働連合の会員である労働組合の代表から選出される。

## 第一一八条（準用規定）

第六章／使用者協会、第七章／労働組合の規定を使用者連合、労働連合に準用する。

## 第一一九条（使用者評議会）

五つ以上の使用者協会または使用者連合は、研究促進及び労働関係促進のため使用者評議会を設立することができる。

使用者評議会は規約がなければならず、登録官に登録しなければならない。使用者評議会は登録をもって法人とする。

第六章／使用者協会、第八章／使用者連合の規定を使用者評議会に準用する。

## 第一二〇条（労働評議会）

一五以上の労働組合または労働連合は、研究促進及び労働関係促進のため労働評議会を設立することができる。労働評議会は規約を有し、登録官に登録しなければならない。登録をもって法人とする。

第七章／労働組合、第八章／労働連合の規定を労働評議会に準用する。

## 第一二〇条の二（解任理事の再任）

本法令の規定に違反する行為をなしたことをもって、登録官が解任を命じた使用者協会、使用者連合、使用者評議会の理事は、その解任命令があった日から一年が過ぎれば再任されることができる。

本法令の規定に違反する行為をなしたことをもって、登録官が解任を命じた労働組合、労働連合、労働評議会の委員は、その解任命令があった日から一年が過ぎれば再任されることができる。

## 第一二〇条の三（国営企業労組連合の労働評議会加盟）

国営企業労働関係法に基づく労働連合は労働評議会の会員になることができる。

## 第九章／不当行為

### 第一二一条（使用者の禁止行為）

使用者の以下の行為を禁ずる。

(一) 被雇用者、被雇用者代表、労働組合委員または労働連合委員に対し、被雇用者または労働組合が集会した、申し立てた、要求を提出した、告訴を協議または実施に移した、もしくは証人となった、または労働保護法に基づく係官もしくは登録官、労働争議調停官、労働争議裁定人、または労働関係委員に本法令に基づき証拠を示した、もしくは当該行為をしようとしたことを事由に解雇する、または勤務の継続を不可能とさせる何らかの行為。

(二) 被雇用者が労働組合の組合員であることを理由に、その被雇用者を解雇する、または勤務の継続を不可能とさせる何らかの行為。

(三) 被雇用者が労働組合の組合員になることを妨げる、または組合員であることをやめさせる。もしくは被雇用者または労働組合の担当者に対し、被雇用者を組合員にしない、または組合員になることを受け付けない、もしくは組合員であることをやめさせるために、金銭を与える、または金銭を与えることに合意する。

(四) 労働組合または労働連合の活動を妨げる。もしくは被雇用者が労働組合員であることの権利を行使することを妨げる。または

(五) 法律に基づく権限なしに、労働組合または労働連合の活動に干渉する。

## 第一二二条（一般禁止行為）

何者であっても以下の行為を禁ずる。

(一) 強制または直接・間接的な脅迫により被雇用者を労働組合員にする、または労働組合員であることをやめさせる。

(二) 使用者をして第一二一条に違反する可能性のある行為。

## 第一二三条（解雇禁止）

労働協約または裁定が施行されるまでの間、使用者がその要求に関する被雇用者、被雇用者代表、労働組合の委員、小委員会委員、または労働連合の委員、小委員会委員を解雇することを禁じる。ただし当該者が以下の場合を除く。

(一) 使用者に対し意図的に職務上の不正行為を働いた、または刑事上の違法行為をなした。

(二) 故意に使用者に損害を与えた。

(三) 使用者が文書で警告及び忠告したにもかかわらず、規定、規則、使用者の合法的な命令に違反した。ただし重大な違反の場合は使用者の警告・忠告がなくてもこれに含む。この場合、その規定、規則、または命令は当該者の要求に関する手続きを妨害するために出されたものであってはならない。または

(四) 正当な事由なく三日間連続して職務を放棄した。

(五) 労働協約または裁定に違反するよう教唆する、支援する、誘う行為をした。

## 第一二四条（違反者告発）

第一二一条、第一二二条または第一二三条に違反したときは、その違反の被害者は、違反があった日から六〇日以内に労働関係委員会に違反者を訴えることができる。

#### 第一二五条（訴えの裁定）

第一二四条に基づく訴えがあったとき、労働関係委員会は審議・裁定し、訴えがあった日から九〇日以内に命令を出す。

大臣はしかるべき期間、労働関係委員会の審議・裁定の期間を延長する権限を有する。

#### 第一二六条（刑事訴訟手続きの取りやめ）

訴えられた者が第一二五条に基づく労働関係委員会の命令に従い、同委員会が規定した期間内に実施した場合は、その者に対する刑事訴訟手続きは取り止める。

#### 第一二七条（刑事訴訟手続き）

第一二一条、第一二二条または第一二三条の違反は、違反による被害者が第一二四条に基づき違反者を訴え、第一二五条に基づく労働関係委員会の命令に違反者が従わないとき、刑事訴訟手続きをとることができる。

### 第一〇章／罰則規定

#### 第一二八条

第一三条または第一六条に基づく使用者の代表または被雇用者の代表、もしくは第一五条に基づく使用者協会の代表または労働組合の代表で、自ら代表している使用者、被雇用者、使用者協会、労働組合に不利益を生じせしめるために、ある者から金銭または財産を受け取った、または受け取ることに同意した者は、一年以内の禁錮、もしくは二万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一二九条

第一七条に基づく使用者の顧問または被雇用者の顧問で、使用者、被雇用者に不利益を生じせしめるために、ある者から金銭または財を受け取った、または受け取ることに承諾した者は、一年以内の禁錮、もしくは二万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一二九条の二

使用者の顧問または被雇用者の顧問で、第一七条第二段に基づき登録されていない者は、一年以内の禁錮、もしくは二万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一三〇条

第一八条、第二〇条、第二二条第二段に違反した、または従わなかった使用者は、一千バーツ以下の罰金に処する。

## 第一三一条

第一八条第二段、第二二条第二段または第二九条第四段に基づき、局長または局長を代行する者に届け出た労働協約または労働争議裁定に違反した、もしくは従わなかった使用者または被雇用者は、一か月以内の禁錮、もしくは一千バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一三二条

労働関係委員会の決定、または第三三条に基づく大臣の決定に違反した、または従わなかった使用者、被雇用者、使用者協会、労働組合、使用者連合または労働連合は、二年以内の禁錮、もしくは四万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一三三条

第二四条、第二五条または第三五条（四）に基づく労働争議裁定に違反した、もしくは従わなかった者は、一年以内の禁錮、もしくは二万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一三四条

使用者、被雇用者、使用者協会または労働組合に不利益を生じせしめる労働争議裁定を意図的に下すために、ある者から金銭または財産を受け取った、もしくは受け取ること同意した労働争議裁定人は、一年以内の禁錮、もしくは二万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一三五条

第二九条第三段または同第四段に従わなかった労働争議裁定人は、一千バーツ以下の罰金に処する。

## 第一三六条

第三一条第一段に違反した使用者は、六か月以内の禁錮、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一三七条

第三二条に違反した者は、一か月以内の禁錮、もしくは一千バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一三八条

第三三条第一段に基づく大臣の公示に違反した使用者、被雇用者、使用者協会、労働組合、使用者連合または労働連合は、六か月以内の禁錮、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一三九条

第三四条に違反した使用者または被雇用者は、六か月以内の禁錮、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一四〇条

第三五条（一）（二）または（三）に基づく大臣の命令に違反した、または従わなかった使用者もしくは被雇用者は、六か月以内の禁錮、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一四一条

第三六条第一段または同第二段に違反した、または従わなかった使用者もしくは被雇用者は、二年以内の禁錮、もしくは四万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一四二条

第四三条に基づき労働関係委員または労働関係小委員会委員に対し、もしくは第七二条または第一〇五条に基づき登録官または登録官が委任した者に対し、便宜を供しなかった、妨害した、査問状に答えなかった、事実関係を告げなかった、または関係品・書類を提出しなかった者は、一か月以内の禁錮、もしくは一千バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一四三条

第五〇条、第五二条または第五三条に違反した、または従わなかった使用者は、一か月以内の禁錮、もしくは一千バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一四四条

第六一条に従わなかった使用者協会設立発起人、または第六二条に従わなかった使用者協会理事は、従わなかった期間にわたって一日あたり五〇バーツ以下の罰金に処する。

## 第一四五条

第六三条に違反して会員を入会させた使用者協会は、一千バーツ以下の罰金に処する。

## 第一四六条

第七一条もしくは第七五条に違反した、または従わなかった使用者協会は、一千バーツ以下の罰金に処する。

第七一条もしくは第七五条に使用者協会が違反した、または従わなかったことについて黙認した使用者協会理事は、一か月以内の禁錮、もしくは一千バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一四七条

第八五条、第一一一一条の準用規定、第一一八条の第八五条準用規定、または第一一条に従わなかった清算人は、従わなかった期間にわたって一日あたり五〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第一四八条

第九三条に従わなかった労働組合設立発起人、または第九四条に従わなかった労働組合委員は、従わなかった期間にわたって一日あたり五〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第一四九条

第九五条に違反して組合員を加盟させた労働組合は、一千パーツ以下の罰金に処する。

#### 第一五〇条

第一〇四条または第一〇八条に違反した、もしくは従わなかった労働組合は、二千パーツ以下の罰金に処する。

労働組合が第一〇四条または第一〇八条に違反した、もしくは従わなかったことを黙認した労働組合委員は、一か月以内の禁錮、もしくは一千パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一五一条

第一一八条の第六一条準用規定に従わなかった使用者連合設立人、または第一一八条の第九三条準用規定に従わなかった労働連合設立人は、従わなかった期間にわたって一日あたり五〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第一五二条

第一一八条の第六二条準用規定に従わなかった使用者連合理事、または第一一八条の第九四条準用規定に従わなかった労働連合委員は、従わなかった期間にわたって一日あたり五〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第一五三条

第一一八条の第七一条または第七五条準用規定に従わなかった使用者連合、もしくは第一一八条の第一〇四条または第一〇八条準用規定に従わなかった労働連合は、二千パーツ以下の罰金に処する。

使用者連合が第一一八条の第七一条または第七五条準用規定に従わなかったことを黙認した使用者連合理事、もしくは労働連合が第一一八条の第一〇四条または第一〇八条準用規定に従わなかったことを黙認した労働連合委員は、一か月以内の禁錮、もしくは一千パーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

#### 第一五四条

使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合でないにもかかわらず、「使用者協会（サマーコム・ナーイチェーン）」「労働組合（サハパープ・レンガン）」「使用者連合（サハパン・ナーイチェーン）」「労働連合（サハパ

ン・レンガーン) 」のタイ字句を含む名称を使用した者、または外国語で同様の意味を持つ文字のある名称を、表札、印章、レター、または事業に係るその他の書類に使用した者は、一千バーツ以下の罰金、及び従わなかった期間にわたって一日あたり五〇バーツ以下の罰金に処する。

## 第一五五条

使用者協会または労働組合の会員・組合員で、その使用者協会または労働組合がまだ登録していないことを知っている者は、一千バーツ以下の罰金に処する。

登録していない使用者協会または労働組合の運営者は、一か月以内の禁錮、もしくは一千バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一五六条

使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合が本法令に基づき解散となった後、使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合の理事・委員、小委員会委員で清算人の手続きを妨害した者は、一か月以内の禁錮、もしくは一千バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一五七条

使用者協会、労働組合、使用者連合、労働連合が本法令に基づき解散となったにもかかわらず、事業運営を続けた者は、一か月以内の禁錮、もしくは一千バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一五七条の二

第一一九条または第一二〇条の規定に従わず、使用者評議会または労働評議会を運営した者、もしくは「使用者評議会（サパー・オンカーン・ナーイチェーン）」または「労働評議会（サパー・オンカーン・レンガーン）のタイ字句を含む名称を事業運営に係る書類で使用した者は、六か月以内の禁錮、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一五八条

第一二一条または第一二三条に違反した使用者は、六か月以内の禁錮、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 第一五九条

第一二二条に違反した者は、六か月以内の禁錮、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

## 付則（経過規定）

## 第一六〇条

不服申立、要求、労働争議、合意、労働争議裁定人の裁定、労働関係委員会の判定または命令、もしくは訴訟が本法令が施行になる前に発生し、終結して

いないとき、それが終結するまで革命団布告第一〇三号（西暦一九七二年三月一六日）に基づき制定された内務省布告に従う。

本法令に基づき任命された労働争議裁定人または労働関係委員会は、裁定・判定審議する権限、第一項に基づく件に係る命令を下す権限を有する。革命団布告第一〇三号（西暦一九七二年三月一六日）に基づき出された内務省布告に従い任命された労働争議裁定人または労働関係委員会についても同様とする。

## 第一六一条

革命団布告第一〇三号（西暦一九七二年三月一六日）に基づき制定された内務省布告に従い設立登録された使用者協会及び被雇用者協会は、本法令に基づく使用者協会及び労働組合とみなす。

## 第一六二条

革命団布告第一〇三号（西暦一九七二年三月一六日）に基づき制定された内務省布告に従い設立申請された使用者協会及び被雇用者協会は、本法令に基づく申請とみなす。

## 第一六三条

労働裁判所設置法案が公布されない間は、司法裁判所が労働裁判所と同様の権限を有する。

（おわり）

## ● 仏暦二五一八年労働関係法令の内容に基づき制定する省令第一版（仏暦二五一八年）

仏暦二五一八年労働関係法令の第六条及び第一三条の内容に基づく権限により、内務大臣は以下のように省令を制定する。

### 第一項（被雇用者代表選出）

被雇用者が自らの管理により被雇用者代表を選出する場合、被雇用者は要求事項に係る被雇用者会議を開き、7人以下の被雇用者代表を選出することで合意する。もし被雇用者代表の立候補者が7人を超え、合意できない場合、投票によって選出する。このとき最も票数を多い者から順に7人選出する。

### 第二項（50%ルール）

被雇用者側が要求を通告し、要求項目に関係する被雇用者全員の50%以上の氏名と署名があり、要求事項とともに7人以下の被雇用者代表の氏名を示した場合、被雇用者が被雇用者代表を正当に選出したものとみなす。

### 第三項（要求後の選出）

被雇用者側が使用者側に要求事項を通告したが、被雇用者代表を選出していない場合、もし被雇用者が自らの管理により被雇用者代表を選出するのであれば、その要求事項に関係する被雇用者が第一項に定めた方法に基づき被雇用者代表を選出し、使用者側に氏名を知らせる。

#### 第四項（労働紛争調停官に選出を要請する場合）

被雇用者代表の選出で被雇用者が労働紛争調停官に管理を要請した場合、要求事項に関係する被雇用者10人以上が本省令末尾のローソー1書式に従い共同署名し、要求を提出する。

#### \* 第五項（選挙の通知）

労働紛争調停官が第四項に基づく要求を受け取った時、労働紛争調停官は被雇用者代表の選挙日時、場所を決め、文面で要求人である被雇用者に知らせ、本省令末尾のローソー2書式に基づき被雇用者代表の選挙日時、場所を要求事項に関係する被雇用者が働く場所の公開された場所に掲示する。このとき、選挙が同一の場所、日時である場合は24時間前もって、選挙が別々の場所または日時で実施される場合は15日以上前もって掲示する。

#### \* 第六項（選出手続）

労働紛争調停官が選挙の日時、場所を定めた時、労働紛争調停官はその場所及び日時に要求事項に関係する被雇用者と会議を開き、会議に出席した被雇用者に被雇用者代表としてふさわしい被雇用者の氏名を提出させる。

要求事項に関係する被雇用者が複数の場所で働いているため、もしくは作業を中断できない態様にあるため、またはその他の事由により、労働紛争調停官が別々の場所、もしくは別々の日時に選挙することを定めた場合、要求事項に関係する被雇用者は労働紛争調停官が選挙日を定める日より10日以上前に、労働紛争調停官に対し被雇用者代表にふさわしい被雇用者を10人以上推薦する。労働紛争調停官は当該被雇用者の推薦を受けた後、以下のように手続をとる。

（一）推薦された被雇用者の氏名リストと番号、及び選挙投票の有権者の氏名リストを作成し、選挙日より3日以上前に選挙実施地の公開された場所に掲示する。

（二）投票者が有権者リストに記載されているか検査するため、投票者から投票カードを受け取り、投票者の面前で投票箱に投入するため、及び票数集計のため各選挙場所ごとに3人以上の有権者からなる選挙実施委員会を設置する。ここに選挙実施委員は投票権を失わない。

第一段及び第二段に基づく選挙において、要求事項に関係する被雇用者は労働紛争調停官が定めた7人以下の被雇用者代表を選出する。

要求事項に関係する被雇用者の一部が労働組合員で、かつ被雇用者が労働組合委員を被雇用者代表に推薦した場合、または労働紛争調停官が別々の場所または日時での選挙を定めた場合、投票は秘密投票の方法を採用する。

投票が終わった時、労働紛争調停官または（二）に基づく選挙実施委員会は遅滞なく票数を集計し、票数の多い順に労働紛争調停官が定めた数の数に従い被雇用者代表とする。選出の最後の順における票数が同じとなり、労働紛争調停官が定めた被雇用者代表の数をオーバーする場合、票数が同じだった者が公開で籤引きをして最後の者を決める。

[\*第五項と第六項は省令第三版（仏暦二五二七年）によって改定増補されており、その改定された内容を記載した]

#### 第七項（五項・六項の準用）

労働組合が要求事項を通告した場合、労働組合、被雇用者または使用者の要求に基づき、その要求事項に関係する被雇用者の一部が別の労働組合のメンバーであることが明らかであれば、労働紛争調停官は第五項及び第六項の内容を準用し、被雇用者代表の選挙があるようにする。

#### 第八項（代表名簿）

第六項及び第七項に基づく場合、労働紛争調停官は本省令末尾のローソー3規則に従い被雇用者代表名簿を作成し、被雇用者代表及び使用者に引き渡す。

労働紛争調停官は被雇用者代表選挙、要求事項に関係する被雇用者数、被雇用者代表選挙で投票した被雇用者数、被雇用者代表の氏名、及び得票数を記録し、証拠として1年以上保管する。

#### 第九項（代表任期）

被雇用者代表としての任期は、選挙で選ばれた日から新たな代表が選挙で選ばれるまで、または雇用状態に係る合意が終わった日までの期間とする。

●仏暦二五一八年労働関係法令の内容に基づき制定する省令第二版（仏暦二五一九年）

仏暦二五一八年労働関係法令の第六条及び第二三条の内容に基づく権限により、内務大臣は以下のように省令を制定する。

以下の事業を仏暦二五一八年労働関係法令の第二三条（八）に基づく事業とする。

- （一）予算法に基づく国営企業の全ての種類の事業。
- （二）私立学校法及び国民学校法に基づく私立学校及び国民学校の事業。
- （三）協同組合法に基づく協同組合事業。
- （四）陸上、水上、空港運送事業に加え、運送ターミナル、港湾、空港における運送関連サービス事業、及び観光事業。
- （五）燃料油法に基づく燃料油販売事業。

●仏暦二五一八年労働関係法令の内容に基づき制定する省令第三版（仏暦二五二七年）

\*注／省令第一版の第五項・第六項を改定増補するもので、その内容は省令第一版に織り込み済み。